

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所
南宇和森林組合 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲1534-1

2 指名停止の期間及び措置対象区域
令和6年1月10日～令和6年2月9日（1ヵ月）
四国森林管理局管内（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

3 指名停止の理由
南宇和森林組合は、作業現場において労働災害が発生し、宇和島労働基準監督署長に労働者私傷病報告を提出しなければならないところ、当該報告を提出していなかったことが労働安全衛生法に違反するとして、愛南簡易裁判所から令和5年12月21日付けで罰金の略式命令を受けた。
このことが、工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

4 工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件
「工事請負契約指名停止等措置要領」
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	指名停止の期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内